

山梨県公報

第六百八十八号

令和八年

九月十七日

木曜日

目次

告示

○土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除

公告

○職業訓練指導員試験の実施

○土地改良区役員の退任及び就任

○公共測量の実施（三件）

選挙管理委員会

○政治団体の名称等の届出

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数

○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数

○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数

教育委員会

○落札者の決定について

その他

○山梨県内水面漁場管理委員会事務規程の一部を改正する告示

○一般競争入札について

告示

山梨県告示第二百五十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年九月十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示
山中湖村	赤芝―1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）	全部	平成二十三年山梨県告示第七十四号

公 告

◎ 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和八年九月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 試験を実施する免許職種及び試験科目

1 試験を実施する免許職種及び試験科目は次のとおりとする。

種 別	免許職種 学科試験の科目	
	関連学科	指導方法
機械科	一 系基礎学科 1 機械工学（機械要素及び機構と運動） 2 材料（材料力学、金属材料、非金属材料並びに潤滑油及び切削剤） 3 工作法（NC加工法、機械工作法、治具及び工具） 4 測定法（測定及び試験機器、測定法、形状測定並びに材料試験） 5 安全衛生（安全管理及び衛生管理） 二 専攻学科 1 加工法（切削加工法、研削加工法、金型工作法及び精密加工法） 2 機械製図（機械製図法、機械設計法及びテクニカルイラストレーション）	一 職業訓練原理 二 教科指導法 三 訓練生の心理 四 生活指導 五 職業訓練関係法規

2 前記以外の職種についても、指導方法のみの試験を行う。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者（機械科の関連学科を受験できる者は、職業能力開発促進法第三十条第五項の規定により実技試験の全部の免除を受けることができるものに限る。）

- (一) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者
- (二) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省

令」という。）第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者

2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

(一) 拘禁刑以上の刑に処せられた者

(二) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

三 試験の免除

1 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
全職種共通	免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者（電子回路接続及びバルコニー施工の技能検定に合格した者を除く。）	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の試験
	免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
	職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）及び指導方法の試験
	免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
	職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法の試験に合格した者	学科試験のうち指導方法の試験
	免許職種に関し、職業訓練指導員試験において	学科試験のうち関連学

いて学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）の試験に合格した者	科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）の試験
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科の試験に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）の試験
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法の試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者	学科試験のうち指導方法の試験
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者	学科試験のうち関連学科の試験
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者	実技試験の全部

職 種		免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科の試験
		免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科の試験
		学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学又は同法第一百五十五条に規定する高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科の試験
	省令第四十五条の二第三項第四号に規定する者	実技試験の全部	
	省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる試験	

2 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）による受験申請については、五の4の申請書類の受付期間に限らず、通年で受け付けることとする。また、全免除者については、受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。

四 試験の日時及び場所

- 1 日時 令和九年一月二十六日（火）午前十一時から
- 2 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館会議室

五 受験手続

- 1 受験申請書類 職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、写真二枚（申請日前六月以内に撮影した正面脱帽、上半身像で縦四センチメートルかつ横三センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票（控）に貼り付けること。）及び受験資格を有することを証明する書類
- 2 試験の免除申請 試験の免除を受けようとする者は、三の表に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。
- 3 申請書類の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県産業政策部産業人材課

（郵送により受験申請をする場合は、必ず簡易書留とすること。）

4 申請書類の受付期間 令和八年十一月四日（水）から同月十九日（木）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで。ただし、郵送の場合は同月十九日（木）までの消印のあるものを有効とする。なお、電子申請による場合は、同月四日（水）午前八時三十分から同月十九日（木）午後五時十五分まで、やまなしくらしねっと電子申請システムにて受け付ける。

5 受験手数料 三千百円（受験申請を受け付けた後、その内容を審査の上、受験資格を有すると認められる者に郵送する納付書にて納付すること。なお、受験手数料は、申請を取り消し、又は受験をしなかった場合でも、還付しない。）

6 受験票の交付 受験手数料の納付を確認した後、申請者に受験票を交付する。

7 全免除者の受験手続 全免除者は受験手数料を不要とする。全免除者の受験手続は五の4の申請書類の提出期間に限らず、通年で行うことが可能であり、全免除者は受験手続と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。この場合において、全免除者は五の1の受験申請書類と併せて、職業訓練指導員免許申請書（以下「免許申請書」という。）を提出するものとする。

また、全免除者が免許申請書を提出する場合は、併せて免許交付手数料（二千三百円）を納付すること。免許交付手数料の納付は、申請を受け付けた後に郵送する納付書にて納付すること。なお、免許交付手数料は、申請を取り消した場合でも還付しない。

なお、全免除者の受験申請書を受理した場合は、五の6の受検票は交付しない。

六 可否判定の基準

1 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

2 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

3 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

七 合格発表 令和九年二月十六日（火）午前十時に山梨県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに受験者に可否を書面で通知する。ただし、全免除者の合格発表は、本人あてのみ通知する。

八 その他

1 職業訓練指導員試験受験案内及び申請書用紙は、山梨県産業政策部産業人材課、山梨県立産業技術短期大学校、山梨県立峡南高等技術専門校及び山梨県立就業支援センターにおいて配布する。

2 受験に関する注意事項（集合時刻、携帯品等）は、後日受験票をもって通知する。

3 試験についての不明な点は、山梨県産業政策部産業人材課（電話〇五五―二二三―一五六七）に問い合わせること。

◎ 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、鶴島土地改良区から役員が退任及び就任した旨届出があったので次のとおり公告する。

令和八年九月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 退 任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	上條泰雄	上野原市鶴島二千四百十四番地	令和八年五月十六日

二 就 任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	長谷川ひと美	上野原市鶴島八百三十八番地一	令和八年八月十八日

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北農務事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年九月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 測量の種類 公共測量（三級基準点網図）
- 二 測量の地域 山梨県韮崎市の一部
- 三 測量の期間 令和八年九月一日から令和九年三月十二日まで

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北農務事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年九月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 測量の種類 公共測量（三級基準点網図）
- 二 測量の地域 山梨県北杜市大泉町谷戸
- 三 測量の期間 令和八年九月二十八日から令和九年三月十二日まで

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北農務事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年九月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 測量の種類 公共測量（三級基準点網図）
- 二 測量の地域 山梨県北杜市長坂町長坂上条
- 三 測量の期間 令和八年九月二十八日から令和九年三月十二日まで

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項、第七条、第十九条第二項及び同条第三項の規定による届出が次のとおりあった。

令和八年九月十七日

山梨県選挙管理委員会
委員長 秋山 洋

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出
政治団体設立届
その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
菫栄会	小沢 栄一	浅川 裕康	菫崎市藤井町北下條一七一―一二	令和八年八月十七日	令和八年八月十九日
功刀亮佑後援会	河西 翼	白石 眞人	西八代郡市川三郷町高田二六八六一―	令和八年八月二十日	令和八年八月二十日
功刀亮佑地域戦略研究会	功刀 亮佑	白石 眞人	西八代郡市川三郷町高田二六八六一―	令和八年八月二十日	令和八年八月二十日
K y o n a n . l a b	渡邊 敏文	石原 佑人	西八代郡市川三郷町高田七七一―九	令和八年八月三十一日	令和八年八月三十一日
共に新しい景色を	田中 敏信	田中 敏信	笛吹市春日居町鎮目七〇四―一 ハウス横山二〇五号	令和八年九月四日	令和八年九月四日

政治資金規正法第七条による届出
届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
旧 新	自由民主党富士川町支部	井上 光三		南巨摩郡富士川町小室二七〇―二	令和八年七月三十日	令和八年八月二十五日
旧 新	公明党山梨第一総支部	井上 和夫	中島美弥子	南巨摩郡富士川町小室二三一二	令和八年九月四日	令和八年九月四日
旧 新	公明党山梨第二総支部		河野木綿子		令和八年九月四日	令和八年九月四日
旧 新	功刀亮佑後援会		鈴木 康揮	西八代郡市川三郷町高田七七―九	令和八年八月三十一日	令和八年八月三十一日
旧 新	功刀亮佑地域戦略研究会			西八代郡市川三郷町高田二六八六一―	令和八年八月三十一日	令和八年八月三十一日
旧 新	山輝会		木内 健司	西八代郡市川三郷町高田二六八六一― 笛吹市八代町米倉二五二	令和八年九月四日	令和八年九月四日

政治資金規正法第十九条第二項による届出
資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
小沢 栄一	県議会議員	菫栄会	菫崎市藤井町北下條一七一―一二	小沢 栄一	令和八年八月十九日	令和八年八月十九日
功刀 亮佑	県議会議員	功刀亮佑地域戦略研究会	西八代郡市川三郷町高田二六八六一―	功刀 亮佑	令和八年八月二十日	令和八年八月二十日

政治資金規正法第十九条第三項第三号による届出 資金管理団体異動届

旧	新	区分
功刀亮佑		氏名
		公職の種類
功刀亮佑地域戦略研究会		資金管理団体の名称
西八代郡市川三郷町高田二六八六一一	西八代郡市川三郷町高田七七一九	主たる事務所の所在地
		代表者氏名
令和八年八月三十一日		異動年月日
令和八年九月四日		届出年月日

山梨県選挙管理委員会告示第三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和八年九月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋 山 洋

一三、三〇〇

山梨県選挙管理委員会告示第三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年九月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋 山 洋

一七七、四九四

山梨県選挙管理委員会告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年九月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋 山 洋

選挙区名	三分の一の数
西八代郡・南巨摩郡	一二、九七三
中巨摩郡	五、六四六
南都留郡	一二、七〇三
甲府市	五〇、三一二
富士吉田市	一二、九二〇
都留市・西桂町	九、〇七九
山梨市	九、一九五
大月市	六、一七七
韮崎市	七、八一六
南アルプス市	一九、七九九
北杜市	一二、九八〇
甲斐市	二〇、九〇九
笛吹市	一八、四七三
上野原市・北都留郡	六、三八一
甲州市	八、二一八
中央市	八、〇八一

教育委員会

◎ 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年九月十七日

山梨県立図書館 副館長 東 一 孝

一 落札に係る物品の名称及び数量

- 1 名称 山梨県立図書館書架
- 2 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- 1 名称 山梨県立図書館
- 2 所在地 山梨県甲府市北口二丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和八年七月二十九日
- 四 落札者

- 1 名称 キハラ株式会社

- 2 住所 東京都千代田区神田駿河台三丁目五番

- 五 落札金額 七千四百九十万円

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和八年六月十八日

その他

山梨県内水面漁場管理委員会告示第一号

山梨県内水面漁場管理委員会事務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年九月十七日

山梨県内水面漁場管理委員会

会 長 宮 崎 淳 一

山梨県内水面漁場管理委員会事務規程の一部を改正する告示

山梨県内水面漁場管理委員会事務規程（平成十八年山梨県内水面漁場管理委員会告示第一一一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「山梨県農政部食糧花き水産課」を「山梨県農政部食糧水産課」に改め、同条第三項中「食糧花き水産課長」を「食糧水産課長」に、「食糧花き水産課長補佐」を「食糧水産課長補佐」に、「食糧花き水産課職員」を「食糧水産課職員」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎ 山梨県道路公社公告第八号

次のとおり一般競争入札を行う。

令和八年九月十七日

雁坂トンネル有料道路管理事務所長 平 井 真 幸

一 一般競争入札に付する事項

1 工事名 国道百四十号 雁坂トンネル無線設備・ラジオ再放送設備点検業務委託

2 工事場所 山梨県山梨市三富川浦地内

3 工事概要 無線設備・ラジオ再放送設備点検

雁坂トンネル有料道路区間点検 一式

山梨側受託管理区間点検 一式

埼玉側受託管理区間点検 一式

4 工期 令和八年十月十九日から令和九年三月十五日まで

5 予定価格 二百五十三万円（税込み）

二 公告日 令和八年九月十七日

三 入札参加資格申請の受付期間 令和八年九月二十九日（火）から十月五日（月）ま

での山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を
除く日の午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

四 その他 詳細は、令和八年九月十七日（木）より、山梨県道路公社雁坂トンネル有

料道路管理事務所ホームページ（<https://tollgate.securesite.jp/wp/nyusats>

[u_cate/karisaka/](https://tollgate.securesite.jp/wp/nyusats)）において配布する一般競争入札公告、設計図書等による。